

平成31年度 芦屋町保育料【1号認定】

(単位:円、月額)

階 区	層 分	定 義	1子目	2子目	3子目以降
1		生活保護法による被保護世帯	0	0	0
2		町民税非課税世帯	3,000	0	0
3		町民税所得割課税額 77,100円以下	10,100	5,050	0
4		77,101円 ~ 211,200円	15,500	7,750	0
5		211,201円以上	19,700	9,850	0

注1 階層区分認定の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別控除・寄付金控除・配当控除・外国税額控除等の適用はありません。

注2 2階層に属している世帯(町民税非課税世帯)は多子計算に係る児童の年齢制限を撤廃し、最年長の児童から数えて第2子目以降、無料となります。

注3 多子世帯(現に児童を2人以上扶養している世帯)で、かつ、市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯(1・2・3階層)については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2子目の場合は半額、3子目以降は無料となります。

注4 多子世帯(現に児童を2人以上扶養している世帯)で、かつ、市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯(4・5階層)については、小学校3年生までの児童を多子計算に参入し(小学校4年生以上の児童は第〇子に数えない。)2子目の場合は半額、3子目以降は無料となります。